別表六の二（十八）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の２第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「基準雇用者割合 (2)/(1) (3)」の欄は、「当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計（各連結法人の別表六の二(十八)付表一「４」の合計） (1)」の欄が０である場合には、記載を要しない。

3　「(3)≧８％若しくは(3)≧10％又は(1)＝０の場合 60万円×(9)＋50万円×((13)＋(17)) (22)」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。次号及び第５号において「平成30年改正法」という。）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3)≧10％」を消すこと。

4　「(3)＜５％又は(3)＜10％の場合 30万円×(9)＋20万円×((13)＋(17)) (22)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「(3)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(3)＜10％」を消すこと。

5　「税額控除限度額 (22)、(23)又は(24)((4)＜(5)の場合は０) (25)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(22)、(23)又は(24)」とあるのは、「(22)又は(24)」として記載すること。

6　「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十八)付表一「32」の合計） (31)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第68条の15の２第２項各号に掲げる連結法人の当該連結事業年度の同条第４項第14号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を含めないで記載すること。

(2)　各連結法人の別表六の二（十八）付表一「34」の欄に数の記載がある場合には、その数を当該各連結法人の「別表六の二（十八）付表一「32」」の数として合計すること。

7　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が１年に満たない場合には、「地方事業所特別30万円×((31)－(31の内書))＋20万円×(31の内書)＋(各連結法人の別表六の二(十八)付表二「12」の合計) 税額控除限度額 (32)」の欄中「30万円」とあるのは「30万円×当該連結親法人事業年度の月数/12」と、「20万円」とあるのは「20万円×当該連結親法人事業年度の月数/12」として記載すること。